

# 宮城県公報

宮 城 県  
（総務部私学文書課）  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
（毎週火、金曜日発行）

## 目 次

### 告 示

ページ

○災害甲斐金等支給審査会等の事務の委託	（震災援護室）	一
○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	（障害福祉課）	一
○認証食品の認証（七件）	（食産業振興課）	二
○家畜伝染病の発生	（畜産課）	三
○公有水面埋立てのしゅん功認可	（水産業基盤整備課）	三
○建設業許可の取消し	（事業管理課）	五
○財政状況の公表	（財政課）	五
人事委員会		
○人事委員会規則七・六十一（住居手当）の一部を改正する規則		五
○人事委員会規則七・百六（単身赴任手当）の一部を改正する規則		五
○人事委員会の権限（単身赴任手当）の一部の委任の一部を改正する告示		六
公安委員会		
○宮城県公安委員会の事務の委任に関する規則の一部を改正する規則		六

## 告 示

○宮城県告示第九百七十八号  
県は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四第一項の規定に基づき、大崎市の災害甲斐金等支給審査会等の事務を次の規約により受託した。  
平成二十四年十二月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

大崎市と宮城県との間の災害甲斐金等支給審査会等の事務の委託に関する規約  
（災害甲斐金等支給審査会等の事務の委託）

第一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四第一項の規定により、大崎市は、その事務として行う災害甲斐金の支給等に関する法律（昭和四十八年法律第八十二号）第一条に規定する災害甲斐金及び災害障害見舞金の支給のための審査会その他の合議制の機関（以下「災害甲斐金等支給審査会」という。）の設置及びその運営並びに災害甲斐金等支給審査会への諮問等（以下「災害甲斐金等支給審査会等の事務」という。）を宮城県に委託する。

（委託事務の範囲）

第二条 前条の規定により宮城県に委託する災害甲斐金等支給審査会等の事務（以下「委託事務」という。）の範囲は、東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）による死亡又は障害であるかを審査するための災害甲斐金等支給審査会の設置及びその運営並びに当該災害甲斐金等支給審査会への諮問等とする。

（委託事務の管理及び執行の方法）

第三条 委託事務の管理及び執行については、宮城県の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによる。

（委託事務に要する経費の負担等）

第四条 委託事務に要する経費は、大崎市が負担する。

2 前項の経費の算定の方法並びに交付の方法及びその時期は、大崎市と宮城県とが協議して定める。

（補則）

第五条 宮城県知事は、委託事務の管理及び執行に関する条例等を制定し、改正し、又は廃止したときは、直ちに大崎市長に通知するものとする。

2 この規約に定めるもののほか、災害甲斐金等支給審査会等の事務の委託に関し必要な事項は、大崎市と宮城県とが協議して定める。

附 則

この規約は、地方自治法第二百五十二条の十四第一項の規定による大崎市と宮城県との協議の成立の日から施行する。

○宮城県告示第九百七十九号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十四年十二月二十八日

事業所番号	〇四二二〇〇二四九	事業所の名称及び所在地	さくらワークス 登米市東和町米川字 西綱木六番地一	指定障害福祉サービスの種類	就労継続支援B型	設置者名	社会福祉法人 恵泉会	指定年月日	平成二十五年 一月一日
-------	-----------	-------------	---------------------------------	---------------	----------	------	---------------	-------	----------------

宮城県告示第九百八十号

宮城県認証食品認証要綱（平成十七年宮城県告示第九百号）第六条第一項の規定により、認証食品を次のとおり認証した。

平成二十四年十二月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 認証食品

認証番号	二二五	品目	仙台牛	申請者の氏名 又は名称	株式会社マルイ 代表取締役 佐藤宏	製造業者の名称 又は屋号	株式会社三越仙台店 フードガーデン マルイ	製造所等の所在地	仙台市青葉区一番町四丁目十一番一号
------	-----	----	-----	----------------	----------------------	-----------------	-----------------------------	----------	-------------------

二 認証年月日

平成二十四年十二月十九日

宮城県告示第九百八十一号

宮城県認証食品認証要綱（平成十七年宮城県告示第九百号）第六条第一項の規定により、認証食品を次のとおり認証した。

平成二十四年十二月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 認証食品

認証番号	六十	品目	ナチュラルチーズ	申請者の氏名 又は名称	財団法人蔵王酪農センター 理事長 小原實	製造業者の名称 又は屋号	財団法人蔵王酪農センター	製造所等の所在地	刈田郡蔵王町遠刈田温泉字七日原二百五十一番地の四
------	----	----	----------	----------------	-------------------------	-----------------	--------------	----------	--------------------------

二 認証年月日

平成二十四年十二月十九日

宮城県告示第九百八十二号

宮城県認証食品認証要綱（平成十七年宮城県告示第九百号）第六条第一項の規定により、認証食品を次のとおり認証した。

平成二十四年十二月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 認証食品

認証番号	九十二	品目	宮城県産 仙台味噌	申請者の氏名 又は名称	仙台味噌醤油株式会社 代表取締役社長 佐々木淳一郎	製造業者の名称 又は屋号	仙台味噌醤油株式会社 社わさび沢工場	製造所等の所在地	大崎市松山金谷字山葵沢東六番一
------	-----	----	--------------	----------------	---------------------------------	-----------------	-----------------------	----------	-----------------

二 認証年月日

平成二十四年十二月十九日

宮城県告示第九百八十三号

宮城県認証食品認証要綱（平成十七年宮城県告示第九百号）第六条第一項の規定により、認証食品を次のとおり認証した。

平成二十四年十二月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 認証食品

認証番号	百十九	品目	豆腐	申請者の氏名 又は名称	有限会社ほし食品 代表取締役 星孝征	製造業者の名称 又は屋号	有限会社ほし食品	製造所等の所在地	遠田郡美里町字藤ヶ崎町四十二番地
------	-----	----	----	----------------	-----------------------	-----------------	----------	----------	------------------

二 認証年月日

平成二十四年十二月十九日

宮城県告示第九百八十四号

宮城県認証食品認証要綱（平成十七年宮城県告示第九百号）第六条第一項の規定により、認証食品を次のとおり認証した。

平成二十四年十二月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 認証食品

認 証 番 号	品 目	申 請 者 の 氏 名	製 造 業 者 の 名 称	製 造 所 等 の 所 在 地
一 百 二 十	農 産 物 漬 物	千 坂 イ ナ 子	要 害 農 産	黒 川 郡 大 郷 町 中 村 字 西 要 害 一 十 六

二 認証年月日

平成二十四年十二月十九日

○宮城県告示第九百八十五号

宮城県認証食品認証要綱（平成十七年宮城県告示第九百号）第六条第一項の規定により、認証食品を次のとおり認証した。

平成二十四年十二月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 認証食品

認 証 番 号	品 目	申 請 者 の 氏 名	製 造 業 者 の 名 称	製 造 所 等 の 所 在 地
二 百 二 十	農 産 物 漬 物	加 藤 タ ツ ヨ	フ ァ ー ム ラ ン ド 加 藤	黒 川 郡 大 郷 町 大 松 沢 字 茶 立 場 上 五 ・ 三

二 認証年月日

平成二十四年十二月十九日

○宮城県告示第九百八十六号

宮城県認証食品認証要綱（平成十七年宮城県告示第九百号）第六条第一項の規定により、認証食品を次のとおり認証した。

平成二十四年十二月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 認証食品

認 証 番 号	品 目	申 請 者 の 氏 名	製 造 業 者 の 名 称	製 造 所 等 の 所 在 地
九 七 十	農 産 物 漬 物	相 原 良 子	相 原 漬 物	仙 台 市 若 林 区 日 辺 字 宅 地 四 十 四 番 地 の 一

二 認証年月日

平成二十四年十二月十九日

○宮城県告示第九百八十七号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

平成二十四年十二月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 家畜伝染病の種類

ヨ―ネ病

二 畜種

牛（ホルスタイン種）

三 患畜及び疑似患畜の区分並びにその頭数

患畜 一頭

四 発生の場所又は区域

蔵王町

五 発生年月日

平成二十四年十二月十八日

六 患畜の取扱

法令殺

○宮城県告示第九百八十八号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二十二條第一項の規定により、公有水面埋立てについて次のとおりしゅん功認可した。

平成二十四年十二月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 しゅん功認可年月日

平成二十四年十二月二十日

二 しゅん功認可を受けた者の名称

宮城県

三 埋立区域

1 位置

第二種波路上漁港区域内

区

気仙沼市波路上岩井崎九十六番一、九十五番、九十四番、九十三番三、九十二番三、七十一番二、七十番一、百二番、百三番、百四番に隣接する公有水面

区  
 気仙沼市波路上内沼百三十五番に隣接する公有水面並びに気仙沼市波路上内沼五番四地先公有水面

2 区域  
 次地点を順次に直線で結んだ線及び(1)点と(39)点とを結ぶ春分秋分の満潮位(+1.6メートル)における公有水面と陸地との境界線に囲まれた区域

(1)点 気仙沼市岩井崎防波堤北部先端(北緯三八度四九分五七秒、東経一四一度三六分一〇秒)を基点(A)とし A点から 二八三度一分三三秒 三六四・一七メートルの地点

- (2)点 (1)点から 三一七度四六分 四・〇〇メートルの地点
- (3)点 (2)点から 七四度五七分 一一・五八メートルの地点
- (4)点 (3)点から 五八度二〇分 二六・三二メートルの地点
- (5)点 (4)点から 五七度〇一分 七・五二メートルの地点
- (6)点 (5)点から 五四度二四分 七・五二メートルの地点
- (7)点 (6)点から 五一度四六分 七・五二メートルの地点
- (8)点 (7)点から 四九度〇九分 七・五二メートルの地点
- (9)点 (8)点から 四七度五〇分 二八・四九メートルの地点
- (10)点 (9)点から 四七度五一分 二四・二四メートルの地点
- (11)点 (10)点から 四七度四六分 四一・五七メートルの地点
- (12)点 (11)点から 四七度四六分 一七・九〇メートルの地点
- (13)点 (12)点から 九二度四四分 四・六〇メートルの地点
- (14)点 (13)点から 一三七度四七分 一一・三三メートルの地点
- (15)点 (14)点から 四七度四七分 〇・一〇メートルの地点
- (16)点 (15)点から 一三七度四七分 一七九・二六メートルの地点
- (17)点 (16)点から 二二七度五〇分 〇・〇七メートルの地点
- (18)点 (17)点から 一三七度四六分 二九・九二メートルの地点
- (19)点 (18)点から 一四二度二五分 一・九四メートルの地点
- (20)点 (19)点から 一五一度四一分 一・九四メートルの地点
- (21)点 (20)点から 一六〇度五八分 一・九四メートルの地点
- (22)点 (21)点から 一七〇度一四分 一・九四メートルの地点
- (23)点 (22)点から 一七九度三一分 一・九四メートルの地点

- (24)点 (23)点から 一八六度二八分 〇・九七メートルの地点
- (25)点 (24)点から 一九一度〇六分 〇・九七メートルの地点
- (26)点 (25)点から 一九八度〇四分 一・九四メートルの地点
- (27)点 (26)点から 二〇七度二〇分 一・九四メートルの地点
- (28)点 (27)点から 二一六度三六分 一・九四メートルの地点
- (29)点 (28)点から 二二五度五三分 一・九四メートルの地点
- (30)点 (29)点から 二三五度〇九分 一・九四メートルの地点
- (31)点 (30)点から 二三九度四八分 三六・四四メートルの地点
- (32)点 (31)点から 一四九度四八分 五・五五メートルの地点
- (33)点 (32)点から 一三九度四五分 一一・九〇メートルの地点
- (34)点 (33)点から 一六六度〇九分 三・九五メートルの地点
- (35)点 (34)点から 二三九度四一分 二三・七六メートルの地点

3 面積  
 区  
 次地点を順次に直線で結んだ線及び(36)点と(43)点とを結ぶ春分秋分の満潮位(+1.6メートル)における公有水面と陸地との境界線に囲まれた区域

(36)点 気仙沼市岩井崎防波堤北部先端(北緯三八度四九分五七秒、東経一四一度三六分一〇秒)を基点(A)とし A点から 二八三度一分三三秒 五九四・六七メートルの地点

- (37)点 (36)点から 四七度四六分 五四・八〇メートルの地点
- (38)点 (37)点から 三一七度四六分 六五・五〇メートルの地点
- (39)点 (38)点から 四七度四六分 六七・六六メートルの地点
- (40)点 (39)点から 九二度四五分 三・四五メートルの地点
- (41)点 (40)点から 一三七度四六分 七五・〇八メートルの地点
- (42)点 (41)点から 二七二度四六分 一・八七メートルの地点
- (43)点 (42)点から 二二七度四六分 一一五・一八メートルの地点

四 免許の年月日及び番号  
 五、八八三・七五平方メートル  
 平成七年十二月十一日 宮城県(漁港)指令第百十九号

五 公有水面埋立法第二十二條第三項の市又は町

気仙沼市

○宮城県告示第九百八十九号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九條第一項の規定により、次の建設業の許可を取り消した。

平成二十四年十二月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 許可を取り消した年月日

平成二十四年十二月二十日

二 商号又は名称等

商号又は名称及び代表者の氏名	主たる営業所の所在地	建設可番号	申請区分及び許可を取り消した建設業の種類	受付年月日
有限会社今野建設 今野 和好	気仙沼市本吉町卯名沢百三十六	般・特・二十二号	一部廃業 建設工事業	平成二十四年十一月二十日
有限会社ケーズシステム 小林 一男	仙台市太白区茂庭台三丁目二・十一	般・二十二号	一部廃業 電気工事業	平成二十四年十一月二十九日
シグマ工業株式会社 科野 健三	仙台市若林区六丁の目元町六・七	般・二十二号	全部廃業 一般建設業 土木工事業 とび・土工事業 さく井工事業 水道施設工事業	平成二十四年十一月二十八日
東友エンジニアリング株式会社	仙台市青葉区小松島一丁目七・二十	般・二十二号	一部廃業 一般建設業 さく井工事業	平成二十四年十一月二十六日

三 許可取消しの原因

建設業に係る廃業等の届出があり、建設業法第二十九條第一項第四号に該当

公 告

○財政状況の公表に関する条例（昭和三十九年宮城県条例第二十三号）第二條第一項の規定により、県の財政状況を別冊のとおり公表する。

平成二十四年十二月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

人事委員会

人事委員会規則七・六十一（住居手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年十二月二十八日

宮城県人事委員会

委員長 高 橋 俊 一

○人事委員会規則七・六十一・五

人事委員会規則七・六十一（住居手当）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員との給与に関する条例（昭和三十二年宮城県条例第二十九号）に基づき、人事委員会規則七・六十一（住居手当）の一部を次のように改正する。

第四条中「規則七・百六（単身赴任手当）」の下に、「以下「規則七・百六」という。」を加え、「同項第二号」を「同項第三号」に改め、「移転」の下に、「（国家公務員若しくは給料表の適用を受けない地方公務員であつた者又は規則七・百六第五條第一項に規定する者から引き続き給料表の適用を受けない職員となつた者にあつては当該適用、外国派遣条例第二條第一項の規定による派遣から職務に復帰した職員にあつては当該復帰、職員の分限に関する条例（昭和二十六年宮城県条例第五十一号）第二條第一号又は県費負担教職員の任免、分限及び懲戒に関する条例（昭和三十一年宮城県条例第三十六号）の規定による休職から復職した職員にあつては当該復職」を加える。

附 則

この規則は、平成二十五年一月一日から施行する。

人事委員会規則七・百六（単身赴任手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年十二月二十八日

宮城県人事委員会

委員長 高 橋 俊 一

○人事委員会規則七・百六・八

人事委員会規則七・百六（単身赴任手当）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員との給与に関する条例（昭和三十二年宮城県条例第二十九号）に基づき、人事委員会規則七・百六（単身赴任手当）の一部を次のように改正する。

第五條第三項中第七号を第八号とし、同項第六号中「前各号」を「第二号から前号まで」に改め、「者から」の下に、「人事交流等により」を加え、「職員となり、これに伴い」を「職員となつたこと又は復帰等に伴い」に、「適用」を「適用又は復帰等」に改め、「（人事交流等により給料表の適

用を受ける職員となつた者に限る。)を削り、同号を同項第七号とし、同項中第一号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

一 外国派遣条例第二条第一項の規定による派遣から職務に復帰したとき又は職員の分限に関する条例(昭和二十六年宮城県条例第五十一号)第一条第一号若しくは県費負担教職員の任免、分限及び懲戒に関する条例(昭和三十一年宮城県条例第三十六号)の規定による休職から復職したとき(以下「復帰等」という。)に伴い、住居を移転し、第二条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなつた職員で、当該復帰等の直前の住居から当該復帰等の直後に在勤する公署に通勤することが第三条に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員

附 則

この規則は、平成二十五年一月一日から施行する。

○人事委員会告示第七号

人事委員会は、人事委員会規則二・二(他の機関及び事務局長に対する権限の委任)に基づき、平成二年人事委員会告示第三号(人事委員会の権限(単身赴任手当)の一部の委任)の一部を次のように改正した。

平成二十四年十二月二十八日

宮城県人事委員会

委員長 高 橋 俊 一

一 二の(四)中「第五条第三項第一号から第五号まで」を「第五条第三項第二号から第六号まで」に改め、同(五)中「第五条第三項第二号」を「第五条第三項第三号」に改め、同(六)中「第五条第三項第三号又は第五号」を「第五条第三項第四号又は第六号」に改め、同(七)中「第五条第三項第七号」を「第五条第三項第八号」に改める。

二 この告示の効力の発生する日  
平成二十五年一月一日

公安委員会

○宮城県公安委員会規則第七号

宮城県公安委員会の事務の委任に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年12月28日

宮城県公安委員会委員長 中村 孝也

宮城県公安委員会の事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

宮城県公安委員会の事務の委任に関する規則(平成4年宮城県公安委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号イ中「及び第15条第1項」を「、第15条第1項」に、「第3項及び第4項」を「第4項及び第5項に規定する事務並びに第30条の11第1項の規定に係る仮の命令に係る同条第3項及び第4項」に改める。

第3条中「又は第30条の3」を「、第30条の3、第30条の7第1項又は第30条の10第1項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。